

# MINAGINE NEWS LETTER

Vol. 70

ミナジンニュースレター

2023年11月1日発行



今回は、人事コンサルより「複線型人事制度」について、制度概要とそのメリット・デメリットについてお話しさせて頂きます。労務コンサルからは、令和6年4月から改正施行される労働基準法について新たに行政より通達やパンフレット、QAが発表されていますのでご紹介します。

## 人事評価制度「複線型人事制度」とは

**ML 人事評価**

近年、管理職に向けて画一的に昇進していく人事制度に代わり、社員がキャリアを選択できる「複線型人事制度」を導入する企業が増えてきています。

### ■複線型人事制度について

複線型人事制度とは、同一企業内に複数のキャリアコースを設定する人事管理システムです。

従来の画一的な人事制度と異なり、複数の選択肢を用意することによって多様な人材を管理することが可能となります。また、社員自身の意思でキャリアの方向性を選べるため、社員は主体的なキャリア形成を実現できます。キャリアコースは職群によって分けたり、総合職・一般職・専能職によって分けたりなど様々なコースがあります。

### ■単線型人事制度について

単線型人事制度とは、ラインマネージャーへの昇格を前提とした画一的な人事管理システムです。ライン管理職ポスト以外に昇進・昇格の道筋がない単線型人事制度に対し、複線型人事制度では多様なキャリアパスが用意されている点に違いがあります。

⇒複線型人事制度のメリット・デメリットについては裏面へ

### 法改正情報

令和6年4月より改正になります労働基準法について、行政より新しい情報が出ています。下記サイトより資料がダウンロードできますので、ぜひ、ご確認お願い致します。

#### ①労働条件の明示について

令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)

#### ②裁量労働制について

裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です。  
<https://onlla/4mywUu7>

## 複線型人事制度のメリット

### ①専門的な知識・技術を蓄積できる

専門職コースや専任職コースを設けることで、一部の業務に特化した社員が自身のスキル・技術を効率的に高めることができます。研究や技術開発が進む中で、組織内にも有益なノウハウが蓄積され企業としての成長に繋がります。

### ②社員のモチベーションアップにつながる

キャリアに対する個人の意思や希望を反映できるため、社員のモチベーション向上が期待できます。また従来の日本組織で見られた、ラインマネージャーを頂点としたヒエラルキー制度がないため、多様なキャリアを志向し社員一人一人が自身の仕事への意識を高めることができます。

### ③ライフスタイルに合わせてキャリア選択できる

仕事内容や勤務地といった社員の事情に応じてコースを選択できるため、個人のライフスタイルに合った働き方を実現できます。例えば総合職コースと一般職コースに分けることで、親の介護により転勤できない社員へも配慮が可能となります。こうした柔軟な対応は社員の定着率や満足度の向上にもつながるでしょう。

## 複線型人事制度のデメリット

### ①導入コストがかかる

複線型人事制度を導入する際は、コースの設定から各コースの給与体系・評価システム、業務プロセス等の構築まで新たに行う必要があります。従来の制度を抜本的に変えることになるため、導入には多くの手間と時間がかかるでしょう。

### ②人件費の負担が増える恐れ

複数のキャリアパスが設定されることで、コースごとに様々な業務が評価対象となります。そのため単一のキャリアコースと比べ報酬の頻度が増え、人件費が多くかかる恐れがあります。活躍に見合った報酬にできるよう、評価対象を明確に定めるなどして施策を講じる必要があります。

### ③評価制度が複雑になる

複線型人事制度では、コースごとに求められる能力やスキルが異なるため評価制度が複雑になります。また評価対象が異なるため公平性を担保するのが難しく、場合によっては社員の不満を招く恐れがあります。配属の際に社員へ十分な説明を行うのに加え、事業環境の変化に伴って適宜制度を見直し改善していく必要があります。

## ■まとめ

複線型人事制度を導入しキャリアコースの選択肢を増やすことで、多様な人材の確保が可能となります。社員のモチベーションアップによる生産性向上も期待できるため、この機会に一度導入を検討してはいかがでしょうか。

# 人事評価制度構築/運用サポート

制度構築・運用サポート・評価システムのすべてをご提供！

詳しくはこちら



## MINAGINE NEWS LETTER

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

[TEL] 050-5490-1329 [Mail] info@sr-minagine.jp [Web] <https://sr-minagine.jp/>